

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月11日（平成29年（行情）諮問第177号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第199号）

事件名：平成28年に退職勧奨の問題で特定企業等について啓発や指導をしたことに係る文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が平成29年1月19日付け厚生労働省発職派0119第1号により行った開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

少なくとも、厚労省が特定企業Aに厚労省への呼び出しをした文書（郵便物、FAX、電子メール、電話時の記録等）が特定されていないため、これを特定すべきである。他にも対象文書が存在する可能性がある。

（2）意見書

ア 理由説明書2頁（8）「厚生労働省が特定企業に来庁を求めた事実はなく」に対して

特定企業Aによる退職強要・退職勧奨の問題で、国会で追及している野党の機関誌において、「厚労省は特定月日までに特定企業A、特定企業B、特定企業Cなど16社を呼び、退職強要は違法だとする最高裁判例も示して啓発指導を行いました。こうした対応はこれまでなかったことです。」（特定新聞 特定年月日）（資料1）と

明記されている。

さらに、退職強要・退職勧奨に関与が指摘されている特定企業Aグループの会長のXは安倍晋三首相の親しい友人である（資料2）。

したがって、厚労省が特定企業Aを呼び出した事実があり、その事実を否認することは、特定学園問題における文書の隠蔽とも共通する行政府の忖度体質に起因するものである。審査会には第三者として毅然とした判断をお出しいただきたい。

イ 文書の特定

上記アにより、当然に呼び出しに係る文書が存在するはずであるから、少なくとも、これを特定すべきである。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）本件審査請求人である開示請求者（以下、第3においては「請求者」という。）は、平成28年12月22日付け（同日受付）で、厚生労働大臣（処分庁）に対して法3条の規定に基づき、「平成28年に厚生労働省が退職勧奨の問題で特定企業やその関連企業について啓発や指導をしたことについての情報一切。少なくとも、同問題での職業安定局長通知や、特定企業を呼んで啓発指導する際の文書等が考えられる。たとえば、起案、議事録・会議報告書、特定企業宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等従事許可や職務専念義務免除の関連文書、贈与等報告書、調査資料、配付資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定してください。」に係る開示請求を行った。

（2）これに対し、処分庁が、平成29年1月19日付け厚生労働省発職派0119第1号により全部開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は対象行政文書の特定に不服があるとして、平成29年2月11日付け（同月13日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

（1）本件対象文書の特定について

本件対象文書は、平成28年に特定企業において生じたとされる退職

勸奨に係る問題に関連して、厚生労働省が作成又は取得した文書の一切であり、本件原処分の所管課においては、平成28年3月に関係団体宛てに発出した通知「企業が行う退職勸奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について」及び当該文書の決裁文書を保有していたことから、これらを本件対象文書として特定した。

(2) 原処分における対象文書の特定の妥当性について

一般に特定の企業において生じた労働関係法規違反等については、管轄する都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所が指導等を行い、厚生労働省本省が直接指導等は行わないことが通例である。

一方、請求者の求める行政文書に係る特定企業において生じたとされる退職勸奨に関する本件問題については、再就職支援を行う職業紹介事業者が、企業に対して積極的に退職勸奨の実施を提案し、あるいは、企業の労働者に対して直接退職勸奨を実施することは不適切であることから、このようなことが生じないよう関係団体等を通じて周知を行うことが厚生労働省本省として必要であると判断し、「企業が行う退職勸奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について」と題する通知を関係団体宛てに発出したところであり、当該通知を本件対象行政文書として特定したものである。

また、所管課においては当該文書以外の文書を作成又は取得したことはなく、本件開示請求を受けて、当該所管課において、念のため、執務室等を探索し、当該文書以外の文書は保有していないことを確認している。

よって、原処分における本件対象文書の特定及び探索については、妥当であると考えられる。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「少なくとも、厚労省が特定企業に厚労省への呼び出しをした文書（郵便物、FAX、電子メール、電話時の記録等）が特定されていないため、これを特定すべきである」等と主張しているが、厚生労働省が特定企業に来庁を求めた事実はなく、原処分における対象文書の特定の妥当性については、上記(2)のとおりであり、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年6月12日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年7月6日 審議
- ⑤ 同年8月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙1に掲げる文書（本件請求文書）の開示を求めたものである。

処分庁は、別紙2に掲げる文書（本件対象文書）を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であり、少なくとも特定企業A等の呼出しに係る文書が存在するはずであるとしている。

諮問庁は、原処分における本件対象文書の特定は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3）において、以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、平成28年に特定企業において生じたとされる退職勧奨に係る問題に関連して、厚生労働省が作成又は取得した文書の一切であり、本件原処分の所管課においては、同年3月に関係団体宛てに発出した通知「企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について」及び当該文書の決裁文書を保有していたことから、これらを本件対象文書として特定した。

イ 原処分における対象文書の特定の妥当性について

一般に特定の企業において生じた労働関係法規違反等については、管轄する都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所が指導等を行い、厚生労働省本省が直接指導等は行わないことが通例である。

一方、審査請求人の求める行政文書に係る特定企業において生じたとされる退職勧奨に関する本件問題については、再就職支援を行う職業紹介事業者が、企業に対して積極的に退職勧奨の実施を提案し、あるいは、企業の労働者に対して直接退職勧奨を実施することは不適切であることから、このようなことが生じないよう関係団体等を通じて周知を行うことが厚生労働省本省として必要であると判断し、「企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービス

に係る留意点について」と題する通知を関係団体宛てに発出したところであり、当該通知を本件対象行政文書として特定したものである。

また、所管課においては当該文書以外の文書を作成又は取得したことはなく、本件開示請求を受けて、当該所管課において、念のため、執務室等を探索し、当該文書以外の文書は保有していないことを確認している。

よって、原処分における本件対象文書の特定及び探索については、妥当であると考えられる。

(2) 一方、審査請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね以下のとおり主張する。

ア 審査請求書

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

少なくとも、厚労省が特定企業Aに厚労省への呼び出しをした文書（郵便物、FAX、電子メール、電話時の記録等）が特定されていないため、これを特定すべきである。他にも対象文書が存在する可能性がある。

イ 意見書

理由説明書において、諮問庁は「厚生労働省が特定企業に来庁を求めた事実はなく」と説明するが、特定企業Aによる退職強要・退職勧奨の問題で、国会で追及している野党の機関誌において、「厚労省は特定月日までに特定企業A、特定企業B、特定企業Cなど16社を呼び、退職強要は違法だとする最高裁判例も示して啓発指導を行いました。こうした対応はこれまでなかったことです。」と明記されている。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえて、以下検討する。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に審査請求人の主張する「厚労省が特定企業Aに厚労省への呼び出しをした文書」について、改めて確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

(ア) 処分庁は、発出した文書（別紙2に掲げる文書1）について、当該文書の通知先である業界団体に対し、その趣旨の適切な理解促進のための説明を行うこととし、担当者間で口頭により日程等の調整を行った。また、説明の場に同団体の加盟企業担当者の同席を認めたものである。

(イ) 同団体加盟企業担当者への連絡等については、同団体において行っており、処分庁においては、本件に関する事務連絡、参加・不参加の回答文、出席名簿等の関連文書は作成していない。

(ウ) なお、本件説明は、業界団体への発出文書（別紙２に掲げる文書１）を使用して行ったものである。

(エ) したがって、処分庁において、本件説明に関し、業界団体への発出文書の外に作成した文書はない。

イ 上記（１）及びアの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆す事情も認められない。さらに、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められない。

したがって、別紙２に掲げる文書の外に厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別紙 1

平成28年に厚生労働省が退職勧奨の問題で特定企業Aやその関連企業について啓発や指導をしたことについての情報一切。

少なくとも、同問題での職業安定局長通知や、特定企業Aを呼んで啓発指導する際の文書等が考えられる。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、特定企業Aからの文書、特定企業A宛ての文書、プレスリリース、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、電話またはその他でのメモ、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等従事許可や職務専念義務免除の関連文書、贈与等報告書、調査資料、レジューメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、FAX、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書。上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して特定ください。

別紙 2

文書 1 企業が行う退職勧奨に関して職業紹介事業者が提供するサービスに係る留意点について

文書 2 文書 1 に係る決裁文書